

○習志野市個人情報保護条例

平成 10 年 12 月 24 日

条例第 22 号

改正 平成 15 年 3 月 31 日条例第 1 号

平成 16 年 12 月 24 日条例第 27 号

平成 17 年 3 月 31 日条例第 1 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第 1 節 個人情報の適正な取扱い（第 6 条—第 12 条）

第 2 節 個人情報の開示、訂正及び利用停止等（第 13 条—第 30 条）

第 3 章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第 31 条—第 35 条）

第 4 章 雑則（第 36 条—第 39 条）

第 5 章 罰則（第 40 条—第 43 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、市政に対する信頼の確保に資することを目的とする。

（平 16 条例 27 ・一部改正）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 個人情報 個人に関する情報（法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。

（2） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、

固定資産評価審査委員会、消防長、公営企業管理者及び議会をいう。

(3) 公文書 習志野市情報公開条例（平成9年条例第17号）第2条第2号に規定する公文書をいう。

(4) 磁気テープ等 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報が記録された電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物であつて、実施機関が管理しているものをいう。

(5) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、個人の権利利益を十分尊重して、この条例を解釈し、運用するとともに、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の保護に自ら努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の適正な取扱い

（個人情報取扱事務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が整理して記録される公文書又は磁気テープ等を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報取扱事務の名称及び目的

- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の主な収集先
- (6) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を習志野市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 前各項の規定は、市の職員又は職員であつた者に係る人事、給与及び福利厚生等に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

（収集の制限）

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に係る個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(2) 審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要であると認められるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 公知性の生じた個人情報であるとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、心身喪失等の事由により、本人から収集することが困難であ

るとき。

- (6) 審議会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは個人情報を取り扱う事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な執行を困難にするおそれがあると認められるとき、その他本人以外のものから収集することに相当の理由があると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 公知性の生じた個人情報であるとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。

(実施機関以外のものに対する提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

2 実施機関は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められる場合でなければ、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

3 実施機関は、オンライン結合により個人情報を実施機関以外のものに提供しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。その

内容を変更しようとするときも、同様とする。

（適正管理）

第 10 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなつた個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的な資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

（委託等に伴う措置等）

第 11 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の委託又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者の指定（以下「委託等」という。）をするときは、当該個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から前項の委託等を受けたものは、安全確保の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 第 1 項の委託等を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（平 17 条例 1 ・ 一部改正）

（職員等の義務）

第 12 条 個人情報を取り扱う実施機関の職員又は職員であつた者は、その職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第 2 節 個人情報の開示、訂正及び利用停止等

（平 16 条例 27 ・ 改称）

（開示請求）

第 13 条 何人も、実施機関に対し、公文書又は磁気テープ等に記録された自己の個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- 2 実施機関が特別の理由があると認めるときは、代理人により開示請求をすることができる。

（開示請求の手続）

第14条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- （1） 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- （2） 代理人が開示請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所
- （3） 開示請求をしようとする個人情報に特定するために必要な事項
- （4） 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

- 2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として市長が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

（開示請求に対する決定等）

第15条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書の提出があつたときは、当該請求書の提出があつた日の翌日から起算して14日以内に、開示請求に係る個人情報を開示するかどうかの決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、速やかに、書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定により開示をする旨の決定をしたときは、当該開示をする日時及び場所を前項の書面に記載しなければならない。

- 4 実施機関は、第1項の規定により開示をしない旨の決定をしたときは、その理由を第2項の書面に記載しなければならない。この場合において、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明らかにすることができるときは、その期日を同項の書面に記載しなければならない。

- 5 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、前条第1項に規定する請求書の提出があつた日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、同項の期間内に、当該決定をすることができない理由及び延長する期間を書面で通知しなければならない。

い。

- 6 実施機関は、前条第1項に規定する請求書の提出があつた場合において、開示請求に係る個人情報が存在しないときは、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(第三者の意見の聴取等)

- 第16条 実施機関は、開示しようとする個人情報に開示請求者及び市以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により第三者の意見を聴いた場合において当該個人情報を開示するときは、あらかじめ、その旨を当該第三者に通知しなければならない。

(開示の実施)

- 第17条 個人情報の開示をする旨の決定通知を受けた者は、当該個人情報の開示を受ける場合には、自己が当該個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として市長が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

- 2 個人情報の開示は、次の各号に掲げる場合に依じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 個人情報公文書に記録されている場合 当該公文書の当該個人情報に係る部分の閲覧若しくは視聴又は写しの交付

(2) 個人情報磁気テープ等に記録されている場合 当該磁気テープ等から印字装置を用いて出力した物の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

- 3 実施機関は、前項第1号に規定する方法により個人情報を開示しようとする場合において、当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるときその他相当の理由があるときは、同号の規定にかかわらず、当該公文書の写しの当該個人情報に係る部分の閲覧若しくは視聴又はその写しの交付により開示することができる。

(開示しないことができる個人情報)

- 第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当す

るときは、当該個人情報を開示しないことができる。

(1) 法令等の定めるところにより、開示することができないとき。

(2) 開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとき。

(3) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む個人情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるとき。

(4) 個人の評価、診断、指導、相談、選考、試験等に関する情報であつて、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

(5) 開示することにより、人の生命、身体、健康、財産及び社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとき。

(6) 市の機関内部若しくは機関相互又は市と国、他の地方公共団体、公共団体若しくは公共的団体（以下「国等」という。）との間における審議、検討又は協議等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した個人情報であつて、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

(7) 市又は国等の機関が行う監査、検査、争訟、交渉等に係る事務事業に関する個人情報であつて、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれ、又は当該事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

（部分開示）

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、前条の規定により開示しないことができる 개인정보が記録されている場合において、当該部分が当該部分を除いた部分と容易に区分することができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いて開示することがこの条例の趣旨に合致しないと認められるときは、この限りでない。

(開示請求及び開示の特例)

第20条 実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があつたときは、当該開示請求に係る個人情報を開示するかどうかの決定をしないで、直ちに開示するものとする。この場合において、開示は、第17条第2項及び第3項の規定にかかわらず、市長が別に定める方法により行うものとする。

3 第14条第2項及び第17条第1項の規定は、第1項の規定による口頭による開示請求について準用する。

(訂正請求)

第21条 何人も、第15条第1項の決定により開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の手続)

第22条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 代理人が訂正請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所

(3) 訂正請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(4) 訂正を求める内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを明らかにする書類等を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書の提出があつたときは、当該請求書の提出があつた日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求に係る個人情報を訂正するかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、訂正請求をした者に対し、速やかに、

書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報について適正と認める方法により訂正をした上、当該訂正の内容を前項の書面に記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により訂正をしない旨の決定をしたときは、その理由を第2項の書面に記載しなければならない。

5 第15条第5項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。

(利用停止請求)

第24条 何人も、自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める個人情報の消去、利用の停止又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

(1) 第7条各項の規定に違反して収集されたとき 当該個人情報の消去

(2) 第8条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止

(3) 第8条又は第9条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第13条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

(平16条例27・追加)

(利用停止請求の手続)

第25条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 代理人が利用停止請求をしようとする場合にあつては、本人の氏名及び住所

(3) 利用停止請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(4) 利用停止を求める内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 第14条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

(平16条例27・追加)

(利用停止請求に対する決定等)

第26条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書の提出があつたときは、当該請求書の提出があつた日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求に係る個人情報を利用停止するかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、利用停止請求をした者に対し、速やかに、書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに、利用停止請求に係る個人情報について適正と認める方法により利用停止をした上、当該利用停止の内容を前項の書面に記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により利用停止をしない旨の決定をしたときは、その理由を第2項の書面に記載しなければならない。

5 第15条第5項の規定は、利用停止請求に対する決定について準用する。

(平16条例27・追加)

(不服申立てに関する手続)

第27条 第15条第1項、第23条第1項又は前条第1項の規定による決定に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあつた場合は、次に掲げるときを除き、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、審議会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 開示、訂正又は利用停止しない旨の決定を取り消すとき。

(平16条例27・旧第24条繰下・一部改正)

(個人情報保護審議会)

第28条 個人情報保護制度を適正かつ円滑に推進するとともに、前条に規定する諮問に応じ、不服申立てについて調査審議するため、審議会を置く。

2 審議会は、委員5人以内をもつて組織し、個人情報保護制度に関する識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会は、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 1 6 条例 2 7 ・旧第 2 5 条繰下)

(審議会の調査権限)

第 2 9 条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問した処分庁又は審査庁（以下「諮問庁」という。）に対し、開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る公文書又は磁気テープ等に記録されたものの提出を求め、不服申立人に閲覧させずにその内容を見分することができる。この場合において、諮問庁は、当該公文書又は磁気テープ等に記録されたものの提出を拒むことはできないものとする。

2 前項に定めるもののほか、審議会は、諮問された事件に関し、不服申立人、参加人及び諮問庁に意見書若しくは資料の提出を求め、又は参考人に陳述を求め、その他必要な調査をすることができる。

(平 1 6 条例 2 7 ・旧第 2 6 条繰下・一部改正)

(苦情の処理)

第 3 0 条 実施機関は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平 1 6 条例 2 7 ・旧第 2 9 条繰下)

第 3 章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(事業者の自主的対応のための指導助言)

第 3 1 条 市長は、事業者が自ら個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うものとする。

(平 1 6 条例 2 7 ・旧第 3 0 条繰下)

(説明又は資料の提出の要求)

第 3 2 条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者

対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

(平 1 6 条例 2 7 ・旧第 3 1 条繰下)

(是正の勧告)

第 3 3 条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(平 1 6 条例 2 7 ・旧第 3 2 条繰下)

(事実の公表)

第 3 4 条 市長は、事業者が第 3 2 条の規定による説明を正当な理由なく行わず、若しくは虚偽の説明を行い、若しくは同条の規定による資料を正当な理由なく提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は前条の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該事業者に対し弁明の機会を与えるとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

(平 1 6 条例 2 7 ・旧第 3 3 条繰下・一部改正)

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 3 5 条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(平 1 6 条例 2 7 ・旧第 3 4 条繰下)

第 4 章 雑則

(費用負担)

第 3 6 条 第 1 7 条第 2 項及び第 3 項の規定による個人情報の開示の写しの交付に要する費用は、開示請求者の負担とし、その額は規則で定める。ただし、市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは減額し、又は免除することができる。

(平 1 5 条例 1 ・全改、平 1 6 条例 2 7 ・旧第 3 5 条繰下)

(他の制度との調整)

第 3 7 条 この条例は、他の法令等(習志野市情報公開条例を除く。)に基づき、自己の個人情報の開示又は訂正の手続が定められている場合には、適用しない。

2 この条例は、市の図書館その他のこれらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として保有されている個人情報については、適用しない。

(平 1 6 条例 2 7 ・旧第 3 6 条繰下)

(運用状況の公表)

第 3 8 条 市長は、毎年 1 回、この条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(平 1 6 条例 2 7 ・旧第 3 7 条繰下)

(委任)

第 3 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 1 6 条例 2 7 ・旧第 3 8 条繰下)

第 5 章 罰則

(平 1 6 条例 2 7 ・追加)

第 4 0 条 実施機関の職員若しくは職員であつた者又は実施機関から委託等を受けた個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された特定の個人情報で、電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。

(平 1 6 条例 2 7 ・追加、平 1 7 条例 1 ・一部改正)

第 4 1 条 前条に規定する者が、その事務に関して知り得た個人情報であつて、実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

(平 1 6 条例 2 7 ・追加)

第 4 2 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は磁気テープ等の記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

(平 1 6 条例 2 7 ・追加)

第 4 3 条 偽りその他不正な手段により、開示決定に基づく公文書又は磁気テープ等に記録された個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

(平 1 6 条例 2 7 ・ 追加)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

(習志野市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

2 習志野市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例 (昭和 5 8 年条例第 1 4 号。以下「旧条例」という。) は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、第 6 条第 1 項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「で、現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、速やかに」と読み替えて適用する。

4 この条例の施行の際現に行われている国及び他の地方公共団体等の電子計算組織との通信回線による有機的結合については、第 9 条第 3 項中「提供しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に提供しているときは、この条例の施行の日以後、速やかに」と読み替えて適用する。

5 この条例の施行の日前に行われた旧条例第 9 条の規定による個人情報の開示、訂正の請求については、なお従前の例による。

附 則 (平成 1 5 年 3 月 3 1 日条例第 1 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

3 この条例による改正後の習志野市個人情報保護条例第 3 5 条の規定は、この条例の施行の日以後になされる自己の個人情報の開示の請求に係る個人情報の開示から適用し、同日前になされた自己の個人情報の開示の請求に係る個人情報の開示については、なお従前の例による。

附 則 (平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日条例第 2 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の第 27 条又は第 28 条の規定によりされた申出については、なお従前の例による。

附 則 (平成 17 年 3 月 31 日条例第 1 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。